

第3 近年の森林・林業を取り巻く情勢の変化等

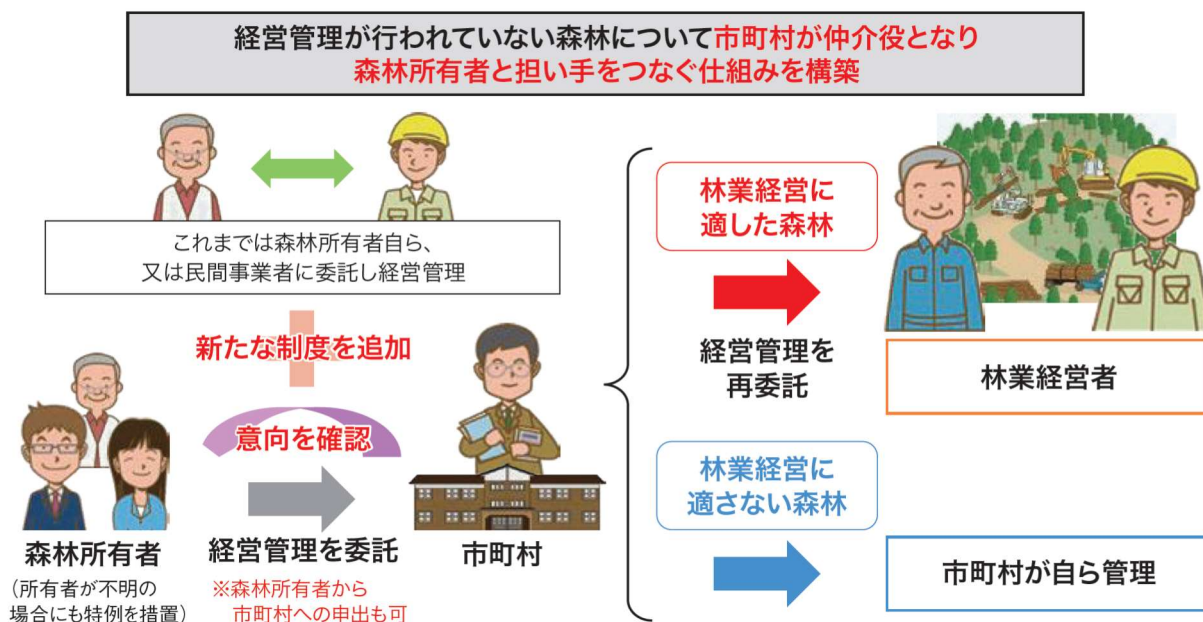
現在取り組んでいる「やまがた緑環境税」を活用した事業は、平成28年度に見直しを行い平成29年度から2期目を開始し令和3年度で5年目を迎えることとなります。この間、SDGsの社会への浸透や「ゼロカーボンやまがた2050」の宣言など社会情勢は大きく変化していることから、それらを踏まえた今後の「やまがた緑環境税」のあり方を検討していく必要があります。

1 国による新たな施策の創設

(1) 【森林経営管理制度（新たな森林管理システム）の導入】

- ・ 民有林では、所有者が不明な森林や不在村者が所有する境界の不明確な森林が増え続け、適正に管理されていない森林の存在が問題となっていたことから、林業の成長産業化の実現と森林資源の適正な管理の両立を図っていくことを目指し、平成31年4月1日に「森林経営管理法[※]」が施行（平成30年5月成立）され、森林経営管理制度がスタートしました。
- ・ 本制度は、経営や管理が適切に行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と意欲と能力のある林業経営者をつなぐ仕組みを構築し、林業経営に適した森林の経営管理を集積・集約するとともに、林業経営に適さない森林については、市町村が自ら経営管理を行っていくものです。
- ・ この制度を通じて、林業経営に適した森林については、林業的利用を積極的に展開するとともに、林業経営に適さない森林については、管理コストの低い自然に近い森林へ誘導していくこととしています。

※ 平成30年法律第35号。平成30（2018）年5月成立、平成31（2019）年4月施行。森林経営管理制度の根拠法律で、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資することを目的としている。

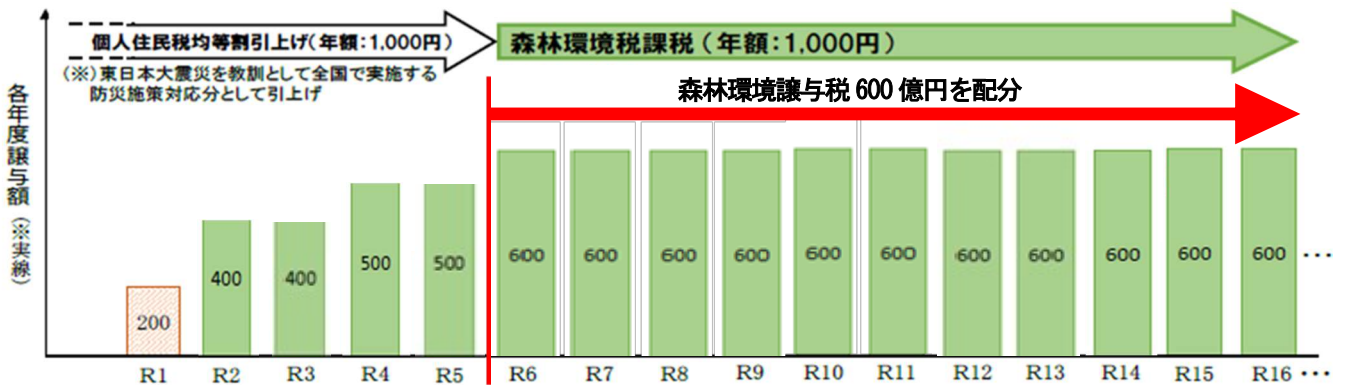
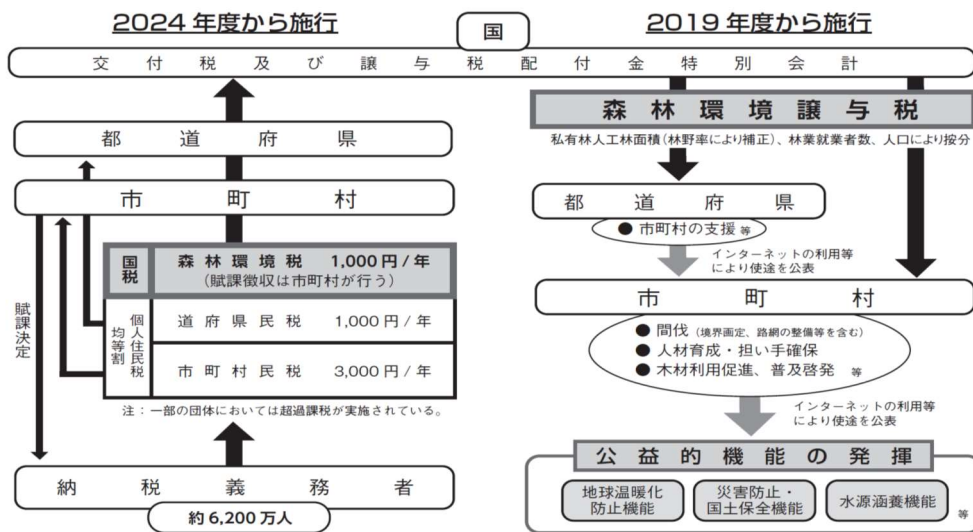


出典：令和元年度森林・林業白書

(2) 【森林環境税と森林環境譲与税の創設】

- ・ パリ協定の枠組み下における温室効果ガス排出削減目標の達成や近年多発する甚大な自然災害の防止等を図るため、森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、平成30年5月に森林経営管理法が成立したこと等を踏まえ、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律^{*}」が成立し、森林整備等の新たな財源として、令和元年度から全ての市町村と都道府県に対して森林環境譲与税の譲与が開始されました。
- ・ 譲与額は令和元年度から令和6年度まで段階的に増額され、その用途は市町村では、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に、県においては、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てることとされています。森林環境譲与税を活用することで、これまで十分な手入れが行われていなかった森林の整備等の進展が期待されています。

※ 平成31年法律第3号。「森林環境税」は、令和6年(2024)度から個人住民税均等割として、一人年額千円を賦課徴収するもの。「森林環境譲与税」は、喫緊の課題である森林整備に対応するため、交付税及び譲与税配布特別会計における借入金を原資に、令和元(2019)年度から譲与が開始されている。



森林環境譲与税の見直しに係る譲与額(配分額)の試算

出典：令和元年度森林・林業白書

(譲与基準)私有林人工林面積：林業就業者数：人口＝5：2：3

年度		R1(実績)	R2～3	R4～5	R6～
配分割合(市町村：都道府県)		80：20	85：15	88：12	90：10
全国	譲与総額(億円)	200	400	500	600
山形県	県への譲与額(千円/年)	54,270	81,407	81,407	81,407
	市町村への譲与額(千円/年)	217,058	461,306	596,984	732,662

2 社会経済情勢の変化

(1) 【持続可能な開発目標 (SDGs) の関心の高まり】

- 2015 (平成 27) 年 9 月に「国連持続可能な開発サミット」において採択された SDGs は「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題の統合的解決を目指す全世界の共通目標であり、2030 (令和 12) 年を目標年として 17 のゴールと 169 のターゲットを掲げています。現在、政府だけでなく自治体や企業など様々な組織、団体が SDGs を導入、推進しており、SDGs の関心の高まりを受け、県民や企業などの様々な主体が気軽に森づくり活動に参画するなど、森づくり活動の気運が醸成されるとともに、森づくり活動・木材の利用・森林空間の利用など森との関りが多様化しています。



SDGs 開発目標一覧

(2) 【カーボンニュートラル社会の構築】

- 本県では、令和 2 年 8 月 6 日、2050 年までに二酸化炭素排出の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンやまがた 2050 宣言」を知事が行いました。政府においても同年 10 月に「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会を目指す」と表明しました。



ゼロカーボンやまがた 2050 宣言

(3) 【新型コロナウイルス感染症の拡大】

- 新型コロナウイルス感染症が世界中に拡大し収束が見とおせない中、3密を避ける活動の一つとして、森林浴による心身の気分転換や身近で安心な森林で親しみ学びたいなど、森林の魅力が再認識されています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、各種イベントや交流イベントが中止になっており、開催する際には感染防止対策の徹底が求められています。

3 森林を取り巻く情勢の変化

(1) 【自然災害の多発】

- 日本は国土の約 7 割が森林ですが、地形は急峻で脆弱な地質であることに加え、前線や台風などに伴う豪雨や地震等の自然現象が頻発することから、毎年全国各地において山地災害が多発しています。特に近年においては、九州地方や中部地方などを中心に梅雨前線に伴う突発的な集中豪雨により災害が発生しています。
- 本県においても平成 30 年 8 月の庄内・最上を中心とした豪雨災害、令和元年 6 月の庄内を中心とした震度 6 以上の揺れを記録した山形県沖地震、令和 2 年 7 月の最上川中流域での氾濫や村山・最上を中心とした豪雨災害などの山地災害が相次いで発生しています。
- 相次ぐ集中豪雨による山地災害の発生に伴い、災害に強い森づくり及び水源林の保全並びに地球温暖化防止機能に対する期待が高まっています。



大雨による被災状況

(2) 【野生鳥獣による森林被害の懸念】

- 本県の野生鳥獣による森林被害は、ツキノワグマによる剥皮被害が大部分を占めており、被害の範囲は拡大傾向にあります。
- ニホンジカによる森林被害は、全国的に深刻な状況ですが、本県においてはまだ確認されていません。平成21年に目撃されて以来、目撃情報が年々増加しており、県内での定着繁殖、森林被害の発生が懸念されています。



クマによる剥皮被害

(3) 【森林の公益的機能の低下】

- 過疎化・高齢化の進行や木材価格の長期低迷等による森林経営意欲の低下を要因とした、再造林や間伐などの森林整備の遅れが依然として存在し、管理放棄などによる森林の公益的機能の低下が懸念されています。